

令和2年度事業（中間）評価結果一覧表（政策体系順）

No	政策_施策	事業名	部局名	課室名	開始年度	終了年度	令和元年度事業費(千円)	評価結果			
								必要性	有効性	効率性	総合評価
1	3 -	森林整備地域活動支援対策交付金	農林水産部	森林整備課	2002	2022	27,806	B	C	B	B
2	3 -	農業委員会費	農林水産部	農林政策課	1951	-	229,579	A	C	B	B
3	3 -	青果物・花き価格安定対策事業	農林水産部	農業経済課	1973	-	10,849	B	B	B	A

事業コード	03080102	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略
事業名	森林整備地域活動支援対策交付金	施策コード	08	施策名	その他施策
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	農林水産部	課室名	森林整備課	班名	森林資源計画班
				(tel)	1919
				担当課長名	戸部信彦
				担当者名	落合和秀

評 価 対 象 事 業 の 内 容

1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)

近年、林業採算性の悪化や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、所有者の経営意欲が減退しており、適時適切な森林施策が十分に行われない森林が発生するなど、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障を来たしかねない事態が生じている。このような状況に対し、国は森林・林業基本法を改正し、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るための支援を行っている。県は、国・市町村と一体となり、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委託を受けた者による、森林施策の集約化のための地域における活動を確保する必要がある。

森林所有者の森林経営意欲が減退している中、森林経営計画作成のための地域活動を実施することで施策の集約化を促進させ、計画的で効率的な間伐施策の取組が継続される。

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題

木材価格の低迷、採算性の悪化による林業生産活動の停滞、森林所有者の高齢化、不在村化などから、適切な森林整備が進まない状況にあるなか、平成24年からスタートした森林経営計画の策定率が一定の水準に達したものの、現在は微増の状況であることから、更なる策定率の向上を図り、間伐等の施策の集約化を進めていく必要がある。

(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)

ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R01 年 10 月)
 ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した
 ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に)

ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容
 木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、不在村化等により、間伐の実施や森林作業道の維持管理ができない状態が続いている。そのため、意欲ある担い手に間伐実施や作業道整備等の施策を集約化し、効率的な森林施策を進めるための地域活動への支援を望む声が多い。また、市町村や森林組合から制度の継続を求める声が多い。

4. 目的達成のための方法

事業の実施主体 市町村

事業の対象者・団体 森林所有者、森林組合、林業事業者、市町村など

達成のための手段

意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委託を受けた者による森林経営計画の作成の促進及び間伐を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施策等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化を行う「森林境界の明確化」及び森林経営計画の作成や境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」を支援するため、交付対象者に交付金を交付する。

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	森林整備地域活動支援対策交付金	事業を実施する市町村に対して交付(市町村が交付した額の3/4の範囲)	38,087	27,744	26,250	21,000	16,800		4,986,212
02	都道府県推進事務	市町村説明会の開催、審査等	12	11	43	43	43		3,767
03	市町村推進事務	推進事務(説明会の開催)、確認事務(書類審査、現地確認)、交付事務(支払事務)	58	51	100	100	100		35,177
財源内訳			38,157	27,806	26,393	21,143	16,943		5,025,157
国庫補助金		林業・木材産業成長産業化促進対策交付金		9,855					9,855
県債									0
その他の		森林整備地域活動支援基金	26,536	8,774	17,621	14,121	11,321		3,409,190
一般財源			11,622	9,177	8,772	7,022	5,622		1,606,112

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	森林整備地域活動支援対策交付金実施面積 (ha)							指標の種類	
	指標式	森林経営計画作成促進、森林境界の明確化及び条件整備 (ha)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a	3,200	3,200	1,550	1,250	1,000				
	実績b	2,665	1,597							
	b/a	83.3%	49.9%	0%	0%	0%				
	東北及び全国の状況 平成30年度: 32道府県で実施。									
	データ等の出典 農水省行政事業レビュー「平成31年度基金造成団体別基金執行状況表」									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 09月 翌々年度 月									
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 00月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 当該事業メニューの変更により対象となる範囲が狭まったことで、目標面積に対する実績が伸び悩んでいる。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額〕 / 〔平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 当事業は、協定に基づき地域活動を実施し、施業の集約化や間伐の同意等を得られた内容により決められた交付単価を乗じて交付額が決定するが、地域活動に要した経費が交付限度額に満たない場合は、活動に要した額を交付している。	B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時的確な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じていることから、事業説明会の開催による森林所有者の経営意欲の喚起等を行い、計画的かつ適切な森林整備を進めるための森林経営計画の作成及び間伐等の地域活動への支援を引き続き推進する。
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c 【理由】当該事業を活用している市町村において森林経営計画の策定が着実に進んでおり、森林経営計画の認定率は全国的にも高い水準にある。	A
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 【理由】森林経営の意欲が低下し森林の荒廃が懸念されるなか、森林経営計画の認定は進んでおり、適正な施業基準に沿った森林施業の重要性が高まってきている。	B
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	C
	【理由】「秋田県森林整備地域活動支援基金条例」による。また、森林の有する公益的機能を十分に発揮させるためには、県が策定する地域森林計画と市町村が策定する市町村森林整備計画との連動による森林整備の推進が必要であり、国・県及び市町村が一体となって支援することが必要である。	

事業コード	03080109	政策コード	03	政策名	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略
事業名	農業委員会費	施策コード	08	施策名	その他施策
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	農林水産部	課室名	農林政策課	班名	担い手支援班
				(tel)	1726
				担当課長名	安藤 鷹乙
				担当者名	工藤 祐太

評 価 対 象 事 業 の 内 容

<p>1 - 1 . 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、市町村農業委員会及び(一社)秋田県農業会議の組織体制の整備を図り、農地制度の適正な運用や農地の有効利用の促進など、農業情勢の変化に対応した農業委員会活動が必要である。</p> <p>【農業委員会】：市町村に設置される行政機関。農地法等の事務や担い手への農地利用の集積、新規参入の促進等を行う。</p> <p>【農業会議】：農業委員会会長や農業団体等により構成され、農業委員会相互の連絡調整や農業委員等に対する研修を行う。</p>	<p>3 . 事業目的 (どういう状態にしたいのか)</p> <p>優良農地の確保と効率的利用を促進するため、意欲ある担い手が確保・育成され、これら担い手への農地の利用集積がなされている。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業</p>
<p>1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>経営所得安定対策の導入を契機に、多くの認定農業者・集落営農が確保された。今後は、これら担い手の更なる経営発展に向け、集落営農の法人化や農地の利用集積による規模拡大への支援を強化していく必要がある。また、農業委員会法の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進に係る活動が必須業務となり、農業委員会の業務が質・量共に増大している一方で、農業委員会活動の計画的な取組、審議の公正性、公平性、透明性の確保等が求められている。</p>	<p>4 . 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 市町村農業委員会及び(一社)秋田県農業会議</p> <p>事業の対象者・団体 市町村農業委員会及び(一社)秋田県農業会議</p> <p>達成のための手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会が行う農地事務等の法令業務及び農地利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)活動を推進する。 ・(一社)秋田県農業会議が行う農業委員会との連絡調整や指導等に対し支援を行う。
<p>2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期 : H30 年 08 月)</p> <p>ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>農業委員会法の改正に伴い、農地利用の最適化の活動が必須業務となったことから、これまで以上に地域の農地の守り手として、意欲ある担い手への支援活動が必要となっている。</p>	<p>5 . 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直または休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 農地利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより進めるためには、適正な事務実施はもとより、地域に密着した農業委員会活動が重要であることから、(一社)秋田県農業会議及び各市町村農業委員会の活動に支障が生じないよう、国庫補助事業の積極的な活用を図る。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>平成31年度予算編成に当たっては、一部事業の経費を精査するとともに、国庫補助事業の積極的活用により、経費の削減を図った。</p>

6 . 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	農業委員会交付金	農業委員会が行う法令事務等に要する経費	111,306	111,472	114,699	114,699	114,699	114,699	
02	農地利用最適化交付金	新制度に移行した農業委員会の農地利用の最適化に係る活動に要する経費	57,399	77,237	136,574	136,574	136,574	136,574	
03	農業委員会ネットワーク機構負担金	秋田県農業委員会ネットワーク機構に指定された、(一社)秋田県農業会議の農地法等の法令事務の推進に要する経費	20,982	20,809	21,025	21,025	21,025	21,025	
04	機構集積支援事業	農業委員会の農地基本台帳の地図化や農業委員会等による農地利用関係調整、農業委員等の資質向上等に要する経費	28,458	20,061	31,217	31,217	31,217	31,217	
財源内訳			218,145	229,579	303,515	303,515	303,515	303,515	
国庫補助金			207,963	219,579	293,515	293,515	293,515	293,515	
県債									
その他									
一般財源			10,182	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標	指標名	農業委員の活動日数						指標の種類	
	指標式	農業委員の活動日数(年間のべ日数)(目標:直近5カ年平均)						成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当								
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
	目標a	22,100	22,400	22,700	23,000	23,000			23000
	実績b	16,566	15,472						
	b/a	75%	69.1%	0%	0%	0%			
	東北及び全国の状況 東北、全国調査は実施されていない								
	データ等の出典 (一社)秋田県農業会議による調査								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月								
指標	指標名	農業経営基盤強化促進法による新たな所有権移転・賃借権設定面積						指標の種類	
	指標式	農業経営基盤強化促進法による新たな所有権移転・賃借権設定面積(単位:ha)						成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当								
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
	目標a	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000			8000
	実績b	9,216							
	b/a	115.2%	0%	0%	0%	0%			
	東北及び全国の状況 東北、全国調査結果は未公表								
	データ等の出典 農地の権利移動・借賃等調査 ほか								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 07月								
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由									
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									
1次評価								評価結果	
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c						A B C	
	理由	担い手の経営発展を図るためには、農地の利用集積による規模拡大や集約化による作業効率の向上が必要であるとともに、優良農地の確保とその効率的な利用を図るためには農業委員会が農地法等の事務を適正に実施する必要があり、妥当である。							
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c							
	理由	農地中間管理事業等を活用した農地の利用集積を推進していく中で、地域に密着した農業委員会の調整活動が一層重要となっており、農業委員会のニーズは増大している。							
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c							
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
	農業委員会法に基づき設置されている各市町村農業委員会の活動については、全県レベルでの推進が必要である。(一社)秋田県農業会議は、農業委員会法に基づき、県が秋田県農業委員会ネットワーク機構に指定しており、農業委員会の相互調整を行うとともに、新規就農の支援や担い手の組織課の支援等を行うため、県が関与する必要がある。								

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動日数が減少した理由については、利用権設定等による農地集積・集約化の実績の減少に伴い、現地確認や相談活動が減少したためと考えられる。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額〕 / 〔平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 効率的な活動に取り組むよう、(一社)秋田県農業会議と連携しながら、指導に努めている。	B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	農地利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより進めるためには、適正な事務実施はもとより、地域に密着した農業委員会活動が重要であることから、(一社)秋田県農業会議及び各市町村農業委員会の活動に支障が生じないよう、国庫補助事業の積極的な活用を図りながら取組を継続する。
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	野菜交付予約数量							指標の種類	
	指標式	野菜交付予約数量 (t)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a	38,000	38,000	38,000	38,000					
	実績b	41,878	34,070							
	b/a	110.2%	89.7%	0%	0%					
東北及び全国の状況 各県によりバラツキがある。										
データ等の出典 (公社)秋田県青果物基金協会調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 06月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a/b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額〕 / 〔平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 国の制度またはそれに準じた制度により補助金を交付する事業であり、コスト縮減の余地が少ないが、指導事務費の効率的な執行に努めている。	B C
効率性の観点	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	国民の消費生活の安定や県農業の振興ため、主要野菜の安定的な供給は必要であり、事業を継続して実施する必要がある。
	2次評価 必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	
	1次評価	
	評価結果	
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c 理由 消費者へ野菜を安定的に供給するために、野菜の価格安定は必要である。	A B C
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 理由 交付予約希望数量はやや減少傾向であるが、事業に対するニーズは変わらない。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c 理由 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	理由 野菜生産出荷安定法に基づく制度であり、県の関与が義務づけられている。	
	理由	